

JAS 構造材実証支援事業助成金公募要領

5 全木連発第1021号
令和5年5月26日改正

第1 (総則)

JAS 構造材実証支援事業 (以下「実証事業」といいます。)に係る公募については、JAS 構造材実証支援事業助成金交付規程に定めるほか、この要領に定めるところによるものとします。

第2 (用語及び定義)

この規程で用いる用語及び定義は次のとおりとします。

1 JAS 構造材

日本農林規格等に関する法律 (昭和25年法律第175号) に基づき制定された日本農林規格 (以下「JAS 規格」といいます。) の「製材 (JAS 1083)」のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材 (乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合に限ります。)、 「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (JAS 0600)」、 「直交集成板 (JAS 3079)」、 「集成材 (平成19年9月25日農林水産省告示第1152号)」のうち構造用集成材、 「単板積層材 (JAS 0701)」のうち構造用単板積層材、 「合板 (平成15年2月27日農林水産省告示第233号)」のうち構造用合板及び「構造用パネル (JAS 0360)」として格付が行われた木材製品をいいます。

2 構造用製材

JAS 構造材のうち機械等級区分構造用製材及び目視等級区分構造用製材 (乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合に限ります。) をいいます。

3 2×4 工法構造用製材

JAS 構造材のうち枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいいます。

4 CLT

JAS 構造材のうち直交集成板をいいます。

5 構造用LVL

JAS 構造材のうち構造用単板積層材をいいます。

6 建築物

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号の建築物をいいます。

7 宣言事業者

一般社団法人全国木材組合連合会 (以下「全木連」といいます。) が「JAS 構造材活用宣言事業者の登録に係る要領」に基づき実施している JAS 構造材活用宣言事業で JAS 構造材活用宣言事業者として登録している事業者をいいます。

8 実証事業者

実証事業の申請により採択された事業者をいいます。

9 調達費

別添1の事業を実施するのに必要な木材のうち助成対象となる木材 (以下「助成対

象木材」といいます。)に係る購入価格に工場でのプレカット加工及び施工地までの運搬に要する経費を加算した金額をいいます。

第3 (公募対象助成事業)

実証事業が採択された実証事業者には、別添1「JAS構造材活用宣言事業者が行うJAS構造材実証支援事業の内容について」に定める事業を実施していただきます。

第4 (実証事業への申請の要件)

実証事業に申請できる者は、実証事業の対象物件の建築業者(建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者)であって、以下の全ての要件を満たす者としてします。

- 1 JAS構造材活用宣言事業の宣言事業者であること。
- 2 別添1に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- 3 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- 4 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- 5 建築基準法第6条に規定された建築確認申請(以下「建築確認申請」といいます。)において実証事業に申請する建物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から実証事業に申請する権利の委譲を受けた施工者であること。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。
- 6 実証事業を同年度に3件以上申請する者にあつては、3件目の実証事業申請をするまでに「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)(以下「クリーンウッド法」といいます。)に基づき別添2の登録実施機関から登録を受けていること。
- 7 実証事業を同年度に3件以上申請する者にあつては、6に加え、次のいずれかの要件を満たすものとします。
 - (1) 木材SCM(サプライチェーンマネジメント)支援システム「もりんく」(<https://molink.jp/>)の登録者
 - (2) 山元の素材生産事業者等と安定供給などの協定を締結したJAS構造材生産施設を有する宣言事業者との共同申請をする者。
 - (3) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)(以下「都市の木造化推進法」といいます。)に基づく建築物木材利用促進協定を国又は地方公共団体と直接締結した者(建築物木材利用促進協定を締結した団体に属するのみでは該当しません)。
 - (4) 建築物木材利用促進協定を締結した宣言事業者である建築主との共同申請をする者。

第5（申請の上限）

実証事業者が申請できる一者当たりの上限は、申請する物件の建築確認申請の用途が「長屋」又は「共同住宅」に区分される建築物については5件までとします。

第6（実証事業の対象とすることができる物件）

実証事業の対象とすることができる建築物は建築確認申請等を提出し、かつ次の要件を満たす物件とします。

- 1 建築確認申請等又は建築工事届の建築主が国でないもの。
- 2 3階以下の戸建ての居住専用住宅及び事業用併用住宅でない建築物（木造と木造以外の構造の混構造を含みます。）。
- 3 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」といいます。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金、森林環境譲与税を除きます。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りではありません。
- 4 新築及び増改築する助成対象の床面積（4階建て未満の建築物の非木造部分を除く。）が10㎡を超えるものであること。
- 5 第7の1に定める、指定する部位でJAS構造材を使用した建築物であること。
- 6 実証事業の成果を林野庁又は全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したもの。
- 7 林野庁が作成した「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」により実証事業者が炭素貯蔵量を算出するものであること。

第7（助成対象）

助成対象木材の要件、範囲及び材積は、JAS構造材ごとに以下に定めたものとします。なお、助成対象木材は、実証事業者がクリーンウッド法に基づき合法性の確認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材とします。

1 助成対象木材の要件

（1）構造用製材

機械等級区分構造用製材の部材の全部又は一部が、構造部の柱、梁桁、トラス、土台のいずれかに使用されることを必須とします。

（2）2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用LVL及びCLT

2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用LVL又はCLTの部材の全部又は一部が構造部の柱、壁、床、屋根、横架材のいずれかに使用されることを必須とします。

2 助成対象木材の範囲及び材積

助成対象木材の範囲及び材積は、J A S 構造材を構造部に使用する階（以下「助成対象階」といいます。）を範囲とし、当該の階で使用した J A S 構造材の材積を対象とします。

第 8（助成金額）

助成金額は以下の 1、2 及び 3 を比較し、最も低い金額から 1,000 円未満の額を切り捨てた額とします。

なお、助成金額は一件の実証事業に対して、15,000,000 円を上限としますが、助成対象階の床面積の合計が 1,000 m² 以上の場合、又は第 7 で規定した助成対象階が 4 以上の建築物は 30,000,000 円を上限とします。

- 1 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、第 7 の 2 で規定する助成対象階で使用予定の構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L の材積の合計に 66,000 円 / m³ を乗じた金額及び助成対象階で使用する C L T の材積の合計に 140,000 円 / m³ を乗じた金額に、助成対象階で使用予定の構造用合板、構造用パネルの調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額。
- 2 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、第 7 の 2 で規定する助成対象階で使用した構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L の材積の合計に 66,000 円 / m³ を乗じた金額及び助成対象階で使用した C L T の材積の合計に 140,000 円 / m³ を乗じた金額に、助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額。
- 3 第 1 6 に定める様式 6 号別紙に基づく助成対象階で使用した構造用製材、2 × 4 工法構造用製材、構造用集成材、構造用 L V L 及び C L T の調達費に、助成対象階で使用した構造用合板、構造用パネルの調達費に 1 / 2 を乗じた額を加算した金額。

第 9（実証事業申請書類の作成等）

実証事業申請者は、J A S 構造材実証支援事業申請書（様式第 1 号）及び付属資料を申請物件が所在する都道府県に係る別添 3 の地域木材団体を經由して、全木連に提出するものとします。

第 1 0（実証事業申請書等の提出期限・提出物等）

- 1 提出期限
令和 5 年 6 月 12 日（月）から令和 5 年 6 月 16 日（金）17 時（必着）までとします。
なお、予算の状況により、期日前に締め切る場合があります。
- 2 申請書の提出場所
実証事業に申請する物件が所在する都道府県に係る別添 3 の地域木材団体とします。
（注）郵送の場合は、封筒に「J A S 構造材実証支援事業申請書在中」と記載してください。
- 3 申請書の作成、事業の内容+等に関するお問い合わせ先

(事務局)

一般社団法人全国木材組合連合会 J A S 構造材実証支援事業事務局

4 提出いただくもの

- (1) 第9に規定する事業申請書及び付属資料
- (2) 申請物件の助成対象となる J A S 構造材等が種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され、判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図等
- (3) 建築確認申請等の写し（受付印のあるもの）
- (4) 申請物件に使用される木材、J A S 構造材の使用予定量、予定調達費がわかる見積明細書等（J A S 構造材の種類ごとに数量、金額が確認できるもの。）等
- (5) 施工者として確認できる者から J A S 構造材実証支援事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる委譲書（契約書等を添付）

5 提出に当たっての留意事項

- (1) 提出した申請書は、返却しません。
- (2) 提出した申請書は、第11の規定による通知の日付までの間、変更又は取り消しできません。
- (3) 申請書は、提出者に無断で当該事業以外の用途に使用しません。
- (4) 申請書等の作成に当たっては、J A S 構造材実証支援事業のHP（ホームページ）に掲載している説明資料を参考に、資料の不備・不足・漏れのないようにしてください。

第11（実証事業の受付及び採択について）

- 1 地域木材団体は、実証事業申請者に対して事業申請受付書（様式第2号）を通知します。
- 2 全木連は、提出された申請書について、外部の有識者等からなる委員会が定める基準に従って審査を行った上で実証事業の採択・不採択を決定し、実証事業申請者に対して審査結果通知書（様式第3号）を通知します。

第12（実証事業の実施及び注意点）

事業審査結果通知書（様式第3号）に記載された日付前に発注した助成対象木材の調達費は、助成対象外とします。

第13（実証事業の申請の取り下げ）

- 1 実証事業者は、実証事業の実施が困難となった場合においては、速やかに J A S 構造材実証支援事業採択取り下げ申請書（様式第4号）を全木連に提出し、その指示を受けなければなりません。
- 2 実証事業者は、事業申請から第11の規定による通知の日付までの期間に建築主の変更等があった場合は、速やかに全木連に連絡し、その指示を受けなければなりません。

ん。

- 3 共同申請された実証事業において、共同事業者に変更がある場合は、速やかに取り下げ申請をした上で、変更後の事業者名により、様式第1号により再度申請をするものとします。
- 4 全木連は、取り下げ申請書（様式第4号）の内容を審査した上で、JAS構造材実証支援事業採択取り下げ承認書（様式第5号）により、実証事業者に申請の承認を通知するほか、助成要件に重大な影響が生じないと判断される場合は、事業実施継続について指示します。

第14（状況の報告）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、実証事業者に対し、実証事業の進行状況に関する報告を求めることができるものとします。

第15（実証事業の対象物件の確認）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、実証事業の対象物件における助成対象木材の使用状況及び関係書類の内容等を確認することができるものとします。

第16（交付申請書の提出）

- 1 実証事業者は、事業完了（助成対象木材による建築物のJAS構造材部分の建て方完了をいいます。）後、JAS構造材実証事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」といいます。）（様式第6号）1部と以下に掲げる資料1部を添付して、物件が所在する都道府県に係る別添3の地域木材団体に提出してください。提出時期は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和5年11月30日（木）17時（必着）のいずれか早い期日までとします。

(1) 実証事業で得られたJAS構造材の使用に関する情報等をまとめた報告書

ア 構造用製材、2×4工法構造用製材、構造用集成材、構造用LVLの場合
は、様式第6号-2（共通）及び様式第6号-2-①（機械等級区分構造用製材ほか）

イ CLTの場合は、様式第6号-2（共通）、様式第6号-2-②（CLT）-1、様式第6号-2-②（CLT）-2

(2) 交付金額の査定に必要となる資料（請求書、領収書等の内訳明細でJAS構造材の木材費、木材加工費、運搬費等の詳細が記載されたもの、図面等）

(3) 工事記録写真（JAS材であることがわかるもの）

(4) 審査結果通知書（様式第3号）の日付以降に材料発注があったことを証明する資料（発注書（明細書を含む。）、材料指示書等）

(5) 建築確認済証及び第9に定める付属資料において提出した建築確認申請書等又は建築工事届に変更があった場合は変更後の建築工事届又は建築確認申請書等のコピー

(6) クリーンウッド法に基づき合法性を確認した木材であることを示す書面（事業申請者がクリーンウッド法の登録木材関連事業者等でない場合は、部材供給業者が合法伐採木材の取扱者であることを証明する資料を添付）。

(7) 建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を示す書面（林野庁ホームページに掲載されている計算シートを活用して作成した計算結果）

- 2 実証事業者は、第1項の交付申請書（様式第6号）を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければなりません。

第17（助成金の額の確定等）

- 1 全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書（様式第7号）を実証事業者に通知するものとします。
- 2 審査の結果、その申請が実証事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、その旨を記載した不採択通知書（様式第8号）を実証事業者に通知するものとします。

第18（助成金の支払い）

実証事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第9号）を全木連に提出しなければなりません。

第19（交付決定の取り消し等）

- 1 全木連は、実証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、実証事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
 - (1) 第16に定める交付申請書（様式第6号）を提出しなかった場合。
 - (2) 第9に定めるJAS構造材実証支援事業申請書（様式第1号）の内容が第16に定める交付申請書（様式第6号）と著しく異なる場合。
 - (3) 実証事業者がJAS構造材活用宣言の登録において、その内容に虚偽の記載を行ったことが判明した場合、宣言の登録が抹消された場合（共同申請を行っている宣言事業者の登録が抹消された場合を含みます。）、実証事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、実証事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合。
- 2 実証事業者は、前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければなりません。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第20（経理書類の保管等）

実証事業者は、実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

また、全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用し、公表できるものとします。

(附則)

この通知は、令和5年5月26日から施行するものとします。

別添 1

J A S 構造材活用宣言事業者が行う J A S 構造材実証支援事業の内容について

1 趣 旨

今後、人口減に伴う新設住宅着工戸数の減少が見込まれる中で、木材需要の拡大を図るには、現在木造率が低位な非住宅分野を中心に開拓することが必要です。このため、厳密な構造計算に対応が出来る木材の需要及び供給を拡大することが急務であり、特に格付実績の低位な無垢材等の J A S 製品の活用に向けた取組が重要です。

2 事業概要

建築事業者等が、非住宅建築物（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 2 条に定める建築物のうち国が整備するものを除く。）等において、類似例の拡大が期待できる建築の構造部分等に J A S 構造材（機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材（乾燥処理を施した表示が付されたもので機械等級区分構造用製材と併用する場合に限る。）、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、直交集成板、構造用集成材又は構造用単板積層材）等を利用することを通じて、設計、調達、施工時等における J A S 構造材の利用に関する課題の抽出、改善策の提案などを行っていただきます。

別添 2

クリーンウッド登録実施機関

- ・ 公益財団法人日本合板検査会
- ・ 公益財団法人日本住宅・木材技術センター
- ・ 一般財団法人日本ガス機器検査協会
- ・ 一般社団法人日本森林技術協会
- ・ 一般財団法人建材試験センター
- ・ 一般社団法人北海道林産物検査会

別添 3

地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
北海道木材産業協同組合連合会	060-0004	札幌市中央区北四条西 5丁目1番地 林業会館3階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬 104- 1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園 1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1- 8-8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通 2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄 1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合会	960-8043	福島市中町 5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153 番 38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277 番地 1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社) 群馬県木材組合連合会	379-2131	前橋市西善町 524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社) 埼玉県木材協会	330-0071	さいたま市浦和区上木 崎 6-37-17	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社) 千葉県木材振興協会	283-0823	東金市山田 800 番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinkyo@gmail.com
神奈川県木材業協同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町 9- 149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社) 山梨県木材協会	400-0047	甲府市德行 4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社) 東京都木材団体連合会	136-0082	江東区新木場 1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1- 7-13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp

会員名称	〒	住 所	TEL FAX	E-mail
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総合技 術センター木材研究所 展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp
(公社)石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8233	福井市合島町 3 号 1 番 地	0776-50-3625 0776-50-3626	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301 号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センタ ー内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社)愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中央区松原 2- 18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-0801	大津市大萱 4-17-30 滋賀県林業会館内	077-574-7600 077-574-7607	info@s-mokkyo.com
(一社)京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内 畑町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社)大阪府木材連合会	559-0025	大阪市住之江区平林南 1-1-8 大阪木材会館 2 階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hyogomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	634-0804	橿原市内膳町 5-5-9	0744-22-6281 0744-24-4587	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同組合連合会	641-0036	和歌山市湊 45 - 2	073-499-5681 073-499-5469	wamokuren@nifty.com
鳥取県木材協同組合連合会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビル 3 号室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp
(一社)島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町 55 島根県林業会館 3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	E-mail
(一社) 岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町 1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.or.jp
(一社) 広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西 4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
(一社) 山口県木材協会	753-0074	山口市中央 4-5-16 商工会館 2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町 5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社) 香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町 796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社) 愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町 4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社) 高知県木材協会	781-0801	高知市小倉町 2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社) 福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神 3-10-27 天神チクモビル 3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@nifyy.com
(一社) 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278-4 佐賀県森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社) 長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町 1112 番地 6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社) 熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水 1-11-14 熊本県木材利用普及 研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町 1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橋通東 1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@miyazaki-mokuzai.or.jp
(一社) 鹿児島県林材協会連合会	891-0115	鹿児島市東開町 3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社) 沖縄県木材協会	900-0023	那覇市楚辺 1-12-15 町田アパート 301	098-855-0020 098-855-0022	moku@luck.ocn.ne.jp

様式第1号

(別添エクセルシートによる)

様式第2号

令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業受付書

宣言事業 No.

会社名

代表者名

地域木材団体名

代表者名

御社より申請がありました J A S 構造材実証支援事業申請書の受理がなされたことを
通知します。

なお、採択の有無については後日改めて通知します。

受付 No.

様式第3号

令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業審査結果通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

御社より提出された J A S 構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。

なお、J A S 構造材実証事業の実施に当たっては、J A S 構造材実証支援事業助成金公募要領に基づき実施願います。

(又は)

御社により申請された J A S 構造材実証支援事業にかかわる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら不採択となりましたので、通知します。

記

受付番号
実証事業 No.

様式第4号

令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業採択取り下げ申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名
代表者名

J A S 構造材実証支援事業で採択された事業について、事業の実施が困難になったため、採択の取り下げを申請します。

実証事業 No.	
物件名	
取り下げ理由	

様式第 5 号

令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業採択取り下げ承認（不承認）書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

御社より申請された J A S 構造材実証支援事業にかかわる取り下げ申請について、取り下げを承認したので通知します。

（又は）

御社より申請された J A S 構造材実証支援事業にかかわる取り下げ申請について、取り下げ理由からは助成事業に重大な影響が生じないと判断できるため、承認しないことを通知します。

このため、事業を継続実施して下さい。

実証事業 No.	
物件名	

※注 承認しないことを通知する場合には件名において不承認と記する。

様式第6号

(別添エクセルシートによる。)

様式第6号-2 (共通)

JAS 構造材実証支援事業報告書

※連携により申請した場合は、上記項目について連携者の意見も記載して下さい。

①施主に対して説明した内容及び施主の反応・評価についてうかがいます。

→・どのような説明を行ったかを具体的に記入して下さい。

・品質面、価格面で施主の反応・評価について具体的に記入して下さい。

②助成事業を申請するにあたり、構造は変更しましたか？ (選択する)

(構造に変更がない方は変更前、変更後同じ構造を選択してください。)

変更前：木造軸組工法、2×4 工法、CLT パネル工法、鉄骨造、RC 造、その他 ()

↓

変更後：木造軸組工法、2×4 工法、CLT パネル工法、鉄骨造、RC 造、その他 ()

③JAS 構造材を利用したことでメリットがありましたか？ 【Yes / No】 (選択する)

→Yes を選択された方はどのような点でメリットがあったか具体的に記入して下さい。

④ JAS 構造材を利用したことでデメリットがありましたか？

【Yes / No】 (選択する)

→Yes を選択された方はどのような点でデメリットがあったか具体的に記入して下さい。

⑤ 構造設計をする上で J A S 構造材を利用した事によるメリットがありましたか？

【Yes / No】（選択する）

→Yes を選択された方は、どのような点でメリットがあったか具体的に記入して下さい。

--

⑥ 構造設計をする上で J A S 構造材を利用した事によるデメリットがありましたか？

【Yes / No】（選択する）

→Yes を選択された方はどのような点でデメリットがあったか具体的に記入して下さい。

--

⑦ 今後の J A S 構造材への希望や期待を具体的に記入して下さい。

--

⑧ 施工中における J A S 構造材について普及の取り組みを具体的に記入して下さい。

--

様式第6号-2-①（機械等級区分構造用製材ほか（CLT以外のJAS構造材））

使用したJAS構造材をチェックして下さい。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| 機械等級構造用製材 | <input type="checkbox"/> |
| 目視等級区分構造用製材 | <input type="checkbox"/> |
| 2×4工法構造用製材 | <input type="checkbox"/> |
| 構造用集成材 | <input type="checkbox"/> |
| 構造用LVL | <input type="checkbox"/> |
| 構造用合板 | <input type="checkbox"/> |
| 構造用パネル | <input type="checkbox"/> |

① JAS構造材を利用するにあたり、供給業者を探すのに苦労しましたか？

【とても苦労した／やや苦労した／どちらともいえない／あまり苦労しなかった
／苦労しなかった】（選択する）

・どのように業者を見つけましたか？

【既存取引先／取引先からの紹介／本事業のホームページ／その他インターネット／
その他】

→その他を選択した方は、具体的に記載して下さい。

・JAS材を発注した供給業者の業種について教えてください。

該当する調達先のすべてにチェックを入れてください。

- | | |
|----------|--------------------------|
| JAS製材工場 | <input type="checkbox"/> |
| 地元材木店 | <input type="checkbox"/> |
| プレカット工場 | <input type="checkbox"/> |
| 商社等流通事業者 | <input type="checkbox"/> |
| その他 | <input type="checkbox"/> |

→その他を選択した方は、具体的に記載して下さい。

② JAS材とJAS材以外の木材を比較した場合、価格は次のうちどれに該当しますか？

JAS材が、【高い／変わらない／低い／比較していない】（選択する）

→比較していないを選択した方は、なぜ比較しなかったのですか？

→高い／低いを選択した方は、何%ほど価格に差がありましたか？（低い場合にはマイナスを付けてください）

%

- ③ J A S材と J A S材以外の木材を比較した場合、納期は次のうちどれに該当しますか？

J A S材が、【長い／変わらない／短い／比較していない】（選択する）

→比較していないを選択した方は、なぜ比較しなかったのですか？

→長い／短いを選択した方は、何日ほど納期に差がありましたか？（短い場合はマイナスを付けてください）

日

- ④ 今後、他の物件で J A S構造材を利用しますか？

【とても利用したい／やや利用したい／どちらともいえない／あまり利用したくない／利用したくない】（選択する）

・それはなぜですか？選択した理由を具体的に記入してください。

様式第6号-2-② (CLT) - 1

① なぜCLTを選択したか理由を具体的に記入して下さい。

② 他の構造を検討しましたか？ 【在来工法／2×4／その他／検討していない】
(選択する)

→その他を選択した方は、その他の構造を具体的に記入して下さい。

③ 他の構造選択肢と比較して、CLTが優位となった点は次のうちどれに該当しますか？

【価格／先進性／環境面／地域貢献／その他】 (選択する)

・優位となった点の理由を具体的に記入して下さい。

④他の構造選択肢と比較して、CLTが不利となった点は次のうちどれに該当しますか？

【価格／先進性／環境面／地域貢献／その他】 (選択する)

・不利となった点の理由を具体的に記入して下さい。

⑤構造設計において苦勞はしましたか？

【とても苦勞した／やや苦勞した／どちらともいえない／あまり苦勞しなかった
／苦勞しなかった】（選択する）

→とても苦勞した／やや苦勞した／どちらともいえない／あまり苦勞しなかったを選択した方は、どのような点で苦勞したか具体的に記入して下さい。

--

様式第6号-2-② (CLT) - 2

施主の名称					
構造の工法(設計ルート)	工法(設計ルート：)				
構造別階数(内訳)	階(階 工法+ 階 工法)				
竣工日(又は竣工予定日)	平成 年 月 日竣工(平成 年 月竣工予定)				
申請者がこれまでに建築したCLTの棟数	当該物件を含め 棟				
CLTの構造躯体の建方に要した作業者の人工数と日数(基礎施工日数は除く)	人工(人・日) 日間				
CLTの施工に掛かるクレーン等機械の大きさ別の台数	t×	m	台		
	t×	m	台		
輸送に要したトラックの種類と延べ台数	t車	台			
	t車	台			
使用したCLTの製造工場名				(所在地市町村名)	
使用したCLTのプレカット工場名				(所在地市町村名)	
代表的な接合金具の製造工場				(所在地市町村名)	
CLTの納品に要した期間 発注先に○	注文から納入まで約 週間 発注先：CLT製造工場、プレカット工場、(それ以外)				
接合金物の納品に要した期間 (代表的なもの)	既製品の場合：約 週間 特注品の場合：約 週間				
建築物のモジュールに○	910mm、1,000mm、(それ以外)				
ラミナの地域材の指定に○	指定なし、指定有り(地域：)				
使用したCLTの規格・数量等 ※単価は、規格別に現地着価格(CLT+プレカット加工費+運搬費)とする。なお、円/枚又は円/m ³ のどちらかとする。	部材名	単価(円/枚)※	樹種	強度等級/構成	代表的な部材寸法と枚数 厚さ×幅×長さ×枚数
	屋根				
	横架材				
	壁材				
	床材				
	その他				
CLT構造部分に使用した接合金物の価格	1式： 円				

都市計画による地域区分 に○	防火地域、準防火地域、22条地域、それ以外
建築物の用途による制限	用途() 耐火建築物(階 m ²)、準耐火建築物(階 m ²)
今後の普及計画	

様式第7号

令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

御社より申請がありました J A S 構造材実証支援事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。

なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。

実証事業 No.	
物件名	
助成金交付決定額	

様式第8号

令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業不採択通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

御社より申請がありました J A S 構造材実証支援事業助成金交付申請書について、審査の結果、実証事業の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められることから、不採択と決定されましたので通知します。

実証事業 No.	
物件名	

様式第9号

令和 年 月 日

J A S 構造材実証支援事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名
代表者名

J A S 構造材実証支援事業の助成金公募要領に基づき、下記実証事業の助成金を請求します。

実証事業 No.	
物件名	
交付決定通知日	
請求金額	